

2018年8月吉日

治験取扱規則の読み替えについて

東京大学医学部附属病院  
病院長

東京大学医学部附属病院治験取扱規則〔改訂平成30年3月28日（第3.0版）〕  
第51条（3）に記載の契約書保存責任者について、組織改編に伴い、以下のように読み替えるものとする。なお、本文書による読み替えは、治験取扱規則の次回改訂時までとする。

2018年3月31日まで	2018年4月1日以降
<u>管理課長</u>	<u>研究支援課長</u>

以上